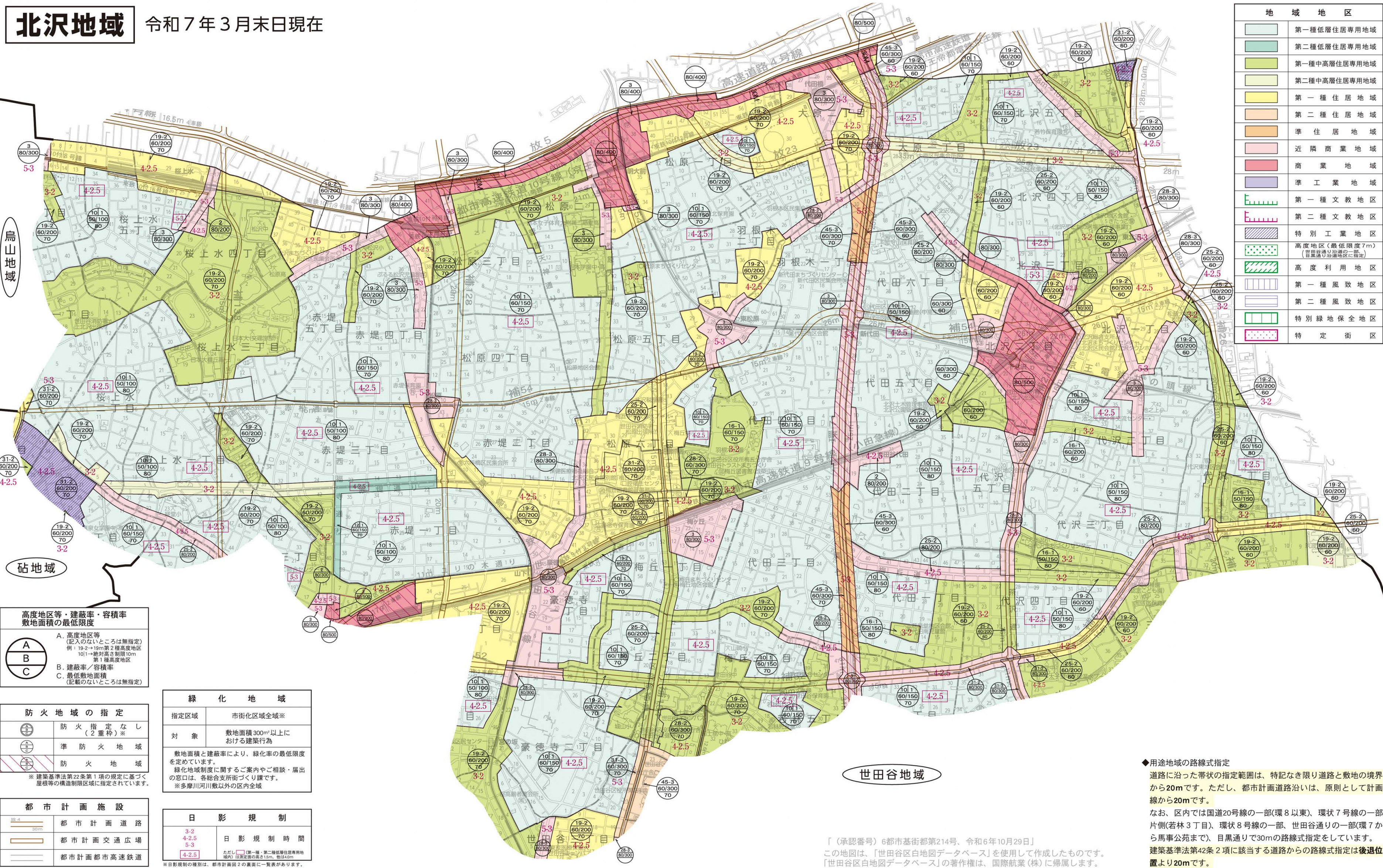


北沢地域

令和7年3月末日現在



地域地区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区（最低限度7m） （世田谷通り沿道地区の一部）
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等・建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
	A. 高度地区等 （記入のないところは無指定） 例：19-2→19m第2種高度地区 10/1→絶対高さ制限10m 第1種高度地区
	B. 建蔽率／容積率
	C. 最低敷地面積 （記載のないところは無指定）

防火地域の指定	
	防火指定なし （2重枠）※
	準防火地域
	防火地域

※ 建築基準法第22条第1項の規定に基づく
屋根等の構造制限区域に指定されています。

都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上における建築行為

敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。
緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所づくり課です。
※多摩川河川敷以外の区内全域

日影規制	
3-2 4-2.5 5-3 4-2.5	日影規制時間

ただし、（第一種・第二種低層住居専用地域内）は測定高さ15m、他は4.0m

※日影規制の種別は、都市計画図2の裏面に一覧表があります。

◆用途地域の路線式指定

道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。

なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。

建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後退位置より20mです。

「〔承認番号〕6都市基街都第214号、令和6年10月29日」

この地図は、「世田谷区白地図データベース」を使用して作成したものです。
「世田谷区白地図データベース」の著作権は、国際航業(株)に帰属します。